

Title	海外進出に当たっての国際租税戦略
Sub Title	International tax strategies for Japanese enterprises planning to extend its business abroad
Author	高久, 隆太(Takaku, Ryuta)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2011
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.54, No.3 (2011. 8) ,p.83- 94
JaLC DOI	
Abstract	<p>本稿の目的は、海外進出を行う日本企業が検討すべき国際租税戦略を考察することである。国際租税戦略は、税務コストの低減だけでなく、課税リスクの低減を目的とする。前者は日本企業の本社と現地法人を含めた企業グループ全体の租税負担額を、後者は本社及び現地法人が双方の国の税務当局から予期せぬ追徴課税を受けるといった課税リスクを、それぞれ最小化することである。いずれも単一の方策で対処できるものではなく、企業の実態に即した方策を複合的に組み合わせることによって国際租税戦略を構築することが肝要である。</p> <p>日本企業のグローバル化が言われて久しいが、的確な国際租税戦略を構築している日本企業は少ない。これは、日本企業の租税負担額に関するコスト意識が低く、またこれを戦略的に捕えてこなかったことに起因すると思われる。更に、追徴税額が数百億円となるような移転価格課税が報じられているように、近年企業にとって移転価格課税リスクへの対処が大きな課題となっている。このほか、無税国または低税率国に現地法人を設立した場合、日本においてタックスヘイブン対策税制に基づき課税されるリスクもある。日本企業はこうした課税リスクについて十分認識し、かつ適切に対処する必要がある。</p> <p>なお、国際租税戦略は、進出前に構築することによって終了するものではなく、進出後も絶えず戦略を見直すことが重要である。</p>
Notes	伊藤眞教授退任記念号=In honour of Professor Makoto Ito 論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20110800-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

海外進出に当たっての国際租税戦略

高久隆太

<要約>

本稿の目的は、海外進出を行う日本企業が検討すべき国際租税戦略を考察することである。国際租税戦略は、税務コストの低減だけでなく、課税リスクの低減を目的とする。前者は日本企業の本社と現地法人を含めた企業グループ全体の租税負担額を、後者は本社及び現地法人が双方の国の税務当局から予期せぬ追徴課税を受けるといった課税リスクを、それぞれ最小化することである。いずれも単一の方策で対処できるものではなく、企業の実態に即した方策を複合的に組み合わせることによって国際租税戦略を構築することが肝要である。

日本企業のグローバル化が言われて久しいが、的確な国際租税戦略を構築している日本企業は少ない。これは、日本企業の租税負担額に関するコスト意識が低く、またこれを戦略的に捕えてこなかったことに起因すると思われる。更に、追徴税額が数百億円となるような移転価格課税が報じられているように、近年企業にとって移転価格課税リスクへの対処が大きな課題となっている。このほか、無税国または低税率国に現地法人を設立した場合、日本においてタックスヘイブン対策税制に基づき課税されるリスクもある。日本企業はこうした課税リスクについて十分認識し、かつ適切に対処する必要がある。

なお、国際租税戦略は、進出前に構築することによって終了するものではなく、進出後も絶えず戦略を見直すことが重要である。

<キーワード>

国際租税戦略、海外進出、製造機能の海外移転、移転価格税制、タックスヘイブン対策税制、外国法人課税

1. はじめに

経済のグローバル化に伴い多くの日本企業が海外子会社及び孫会社（以下「現地法人」という。）を新規設立し、またはM&Aによって取得している。日本企業が海外投資や海外進出を行う際、自国の税制だけでなく進出先国の税制や税務行政についても考慮し、本社と現地法人を含めた企業グループ全体の租税負担額を最小化すること及び課税リスクを最小化するための租税戦略が

求められる。このような租税戦略を国際租税戦略 (International Tax Strategies) という。この場合、税制には、法人税だけではなく、海外駐在員に係る個人所得税等も含まれ、更に、日本の税制の対象外ではあるが、企業負担の社会保険料も含まれるべきである。また、税務行政については、税務当局による執行方針や執行の厳格性、柔軟性は言うに及ばず、場合によっては現地公務員の賄賂等の問題も考慮されるべきである。これに加え、日本及び進出先国の双方からの課税リスク、取分け移転価格課税リスクへの対処方法が考慮されるべきである。その内容は単なる節税のためのテクニックではなく、主要な経営戦略として捕えられるべきである。脱税や過度の租税回避は許容されないが、合法的な租税戦略は是認される。

日本企業が進出先国を決定する主な要因として、マーケット規模、安価な労働力等が挙げられるが、税制や税務行政、取分け課税リスクが挙げられることは稀有である。しかしながら、日本及び進出先国の双方の税務当局から予期せぬ課税を受けるリスクが存在することは看過されてはならないと思われる。近年追徴税額が巨額であるケースも散見され、企業にとって重大な経営問題となってきた。企業にとってはこのような課税リスクを正確に認識し、的確な対処を図ることが喫緊の課題となってきた。

かつて日本企業の投資先は米国が多数であったが、近年中国を始めとするアジア諸国への投資が増加している。したがって、国際租税戦略の策定に当り、アジア諸国の税制・税務行政に係る検討が不可欠となってきた。

企業サイドでの国際租税戦略の構築が進んでいるとは言えないなか、OECD 税務長官会合において、企業の国際租税戦略に関する議論が行われ、「大企業の経営陣が税務戦略に関する関心・責任を持つことを奨励した」ことは注目されるべきことである。

本稿で取上げた税制、数値等は2011年3月現在のものである。

2. 日本企業の海外進出状況及びその意思決定要因

毎年経済産業省が公表している「第39回海外事業活動基本調査 (2009年7月調査)¹⁾」によると、日本企業の海外進出状況及びその意思決定要因は以下のとおりである。

(1) 海外進出

2008年度末における現地法人数は、17,658社 (前年比926社増) であった。このうち製造業が8,147社、非製造業は9,511社であり、全産業に占める割合は、製造業が46.1% (前年比3.6%ポイント低下)、非製造業が53.9% (前年比3.6%ポイント上昇) となっている。

これを地域別に見ると、アジア10,712社 (60.7%)、北米2,865社 (16.2%)、欧州2,513社 (14.2%)、その他1,568社 (8.9%) であった。アジアでは、中国が5,130社と全地域の29.1%を占めている。新規設立・資本参加を地域別に見ると、アジアでは中国、ベトナム、インド等に現地法人を設立

1) 2010年4月経済産業省HPにて公表。

した企業が増加している。

(2) 生産拠点の海外移転

製造業における国内全企業ベースでの海外生産比率は17.0%であり、前年度と比べ2.1%ポイント低下した。これを業種別で見ると、輸送機械が39.2%であり、前年度に比べ2.8%ポイント低下した。続いて情報通信機械28.1%、化学17.4%、電気機械13.0%となっている。

海外生産比率は9年ぶりの低下となったものの、今後も生産拠点の海外移転は継続するものと思われる。

(3) 投資決定要因

「第39回海外事業活動基本調査」及び「第38回海外事業活動基本調査」において、2008年度及び2007年度に現地法人に新規投資又は追加投資を行った日本企業（39回：978社、38回：1,033社）に対し、投資決定要因として該当するものを三つまで選択するよう求めたアンケートの結果は以下の通りである。

図表1 投資決定要因についてのアンケート結果

項目	第39回		第38回	
	回答数(社)	構成比(%)	回答数(社)	構成比(%)
① 現地の製品需要が旺盛又は今後の需要が見込まれる	637	65.1	658	63.7
② 良質で安価な労働力が確保できる	289	29.6	308	29.8
③ 納入先を含む、他の日系企業の進出実績がある	266	27.2	323	31.3
④ 進出先近隣三国で製品需要が旺盛又は今後の拡大が見込まれる	212	21.7	223	21.6
⑤ 品質価格面で、日本への逆輸入が可能	130	13.3	116	11.2
⑥ 社会資本整備が必要水準を満たしている	85	8.7	74	7.2
⑦ 税制、融資等の優遇措置がある	81	8.3	164	15.9
⑧ 部品等の現地調達容易	74	7.6	89	8.6
⑨ 現地政府の産業育成、保護政策	62	6.3	70	6.8
⑩ 土地等の現地資本が安価	60	6.1	54	5.2
⑪ 技術者の確保が安易	56	5.7	57	5.5
無回答	35	3.6	29	2.8

〔出典〕「第39回海外事業活動基本調査（2009年7月調査）」及び「第38回海外事業活動基本調査（2008年7月調査）」に基づき筆者が作成。

構成比は、978社／1,033社を分母にしており、合計は100%にならない。

他の項目では大きな変動がないにもかかわらず、「税制、融資等の優遇措置がある」と回答した企業は、第38回では164社（15.9%）であったが、第39回では81社（8.3%）と半減した²⁾。中国の

2) 第37回以前では、「税制、融資等の優遇措置がある」との項目は設定されていなかったことから、過去との比較はできない。

ように外資系企業に対する税制優遇措置を廃止もしくは縮小している国があることから、以前に比べ税制、融資等の優遇措置が投資決定の要因とはならなくなったと推測される。しかし、優遇措置の有無は税制の一部に過ぎず、それだけを判断要因とすべきではない。意思決定の際には広く税制等を要因とすべきである。本アンケートにおいても、「税制、融資等の優遇措置がある」に代えて「税制及び税務行政が有利」「税務コストが低く、課税リスクが少ない」等の表現とすべきではないかと思われる。

他の項目は、進出直後に効果が表れるのに対し、税制の効果は見えにくい。しかし、税制、取分け法人税率の差といった明白なメリットを看過してはならないと思われる。

3. 海外進出に伴う課税リスク

国際租税戦略を構築する前に、いかなる課税リスクがあるか又は予想されるかを的確に把握する必要がある。

進出先国における現地法人は当該国にとっては内国法人である。当該国での内国法人に対する税制を事前に把握し、申告段階での法人税負担額を検討することは当然であるが、申告後に実施される調査等による追徴税額について検討することが重要である。申告時には、企業が自己に有利なように判断する傾向が見られるが、税務当局がそれを是認するとは限らず、税務当局の主張に基づいた場合の追徴税額の最大値を検討しておくべきである。その際には、税制だけでなく、財政状態も考慮する必要があるだろう。1980年代財政赤字に苦しむ米国において、内国歳入庁（IRS）が日系自動車企業を狙い撃ちにして多額の移転価格課税を行ったように、外資系企業に対する課税強化は議会や国民の理解を得やすい。従来、外資系企業に対する課税強化を図っていなかった国であっても、今後税収を増加する手段として外資系法人に対する調査を厳格化し、多額の法人税を追徴する可能性は高い。このように、税制のみに着目するのではなく、財政状態にも配慮することが必要である。さらに、発展途上国では税務執行に一貫性を欠く、または地方への指示が徹底しないことから地方によって執行に差が生じることも多い。進出先国の課税リスクの検討に当たっては、税制及び執行の両面で捕えることが重要である。

他方、課税リスクは進出先国だけにあるのではなく、本社の所在地国である日本においても様々な課税リスクがあることを認識する必要がある。

日本を含めた各国は国際的租税回避対策税制を有しており、企業が租税負担額の最小化を図った際、税務当局が当該税制を適用することによって、以下のような追徴課税が行われるリスクがあることを十分認識する必要がある。

(1) 移転価格課税

日本親会社と現地法人との間で、第三者間価格である独立企業間価格と異なる価格で取引が行われている場合、税務当局によって独立企業間価格に引き直して移転価格課税が行われる。この独立企業間価格については、関係当事国の見解に相違が生じることがあり、親会社及び現地法人

の双方の所在地国において移転価格課税が行われる可能性がある³⁾。

企業が移転価格課税を受けた場合の重要な問題は、企業グループとしての一つの利益に二国が課税するという二重課税の発生である。移転価格課税を受けた法人は、通常その排除を求めて政府間協議（以下「相互協議」という。）の実施を求めるが、必ずしも合意されるとは限らない。合意されない場合は、二重課税は排除されず、多額の税負担を背負うこととなる。

2006年6月武田薬品工業が、日本の税務当局から1,223億円の所得移転を指摘されたと報道された⁴⁾。多額の移転価格課税を受けた場合は、いかに優良企業であっても、手元のキャッシュでの納税は容易ではなく、銀行借入れや有価証券の売却を余儀なくされるであろう。2009年税制改正により相互協議を申立てた場合は、合意に基づく更正があった日まで日本での納税が猶予されることとなったことから、納税者にとっては更正時の納付負担はなくなったが、猶予額に相当する担保を提供しなければならないのであるから、依然として負担は大きい。

（2） 外国法人課税

現地法人を設立せず支店等を設立した場合、支店等は恒久的施設（PE）に該当し、進出先国においてそれに帰属する事業所得に対して課税される。一方、本店所在地国においては、海外支店の所得が本店の所得に合算されて課税される。

日本において海外支店の所得を本店の所得に含めて申告していたが、進出先国の税務当局によって海外支店の調査が行われ、本店の所得の一部が海外支店の所得と判断され、追徴課税を受ける可能性がある。この場合、ある所得が本店及び支店の両所在地国で課税されるので二重課税が生じる。この二重課税について、外国税額控除が認められれば、二重課税は排除されるが、外国税務当局が行った外国法人課税については自動的に外国税額控除が認められず、相互協議における合意があって始めて二重課税が排除される。

（3） 特定外国子会社合算課税（タックスヘイブン課税）

現地法人が特定外国子会社に該当し、当該国において所得に対する法人税の負担割合が20%以下の場合等一定の要件に合致すれば、たとえ現地法人の所在地国においてその所得に対して課税されていても、親会社の所在地国において現地法人の留保所得が親会社の所得に合算されて課税される。このような課税は、ペーパーカンパニーを利用した租税回避を防止するためのタックスヘイブン対策税制が適用されることによる。香港、シンガポール等に現地法人を有する日本企業は、当該現地法人に関して日本のタックスヘイブン対策税制が適用されるか否かを検討する必要がある。

中国では出資規制等により、100%出資子会社を設立することが困難であることから、日本企

3) 移転価格税制については、佐藤正勝・高久隆太・望月文夫『Q&A 移転価格税制』税務経理協会（2007）参照。

4) 2006年6月26日付『日本経済新聞』他。

5) 平成22年度税制改正においてトリガー税率が25%から20%に引下げられた。

業がまず香港に子会社を設立し、当該香港子会社が中国に子会社（日本企業からすると孫会社）を設立するケースがある。こうした場合、日本国内でタックスヘイブン対策税制が適用されて予期せぬ課税を受けるというリスクがあることも認識する必要がある。

（４）源泉所得税課税

現地法人が親会社に、利子、配当、ロイヤルティを支払った場合、それらの所得は親会社の進出先国における国内源泉所得であり、支払の際に進出先国において源泉所得税が課される。

このうちロイヤルティについては、租税条約において免除規定が設けられている場合がある。現地法人に技術移転を行う場合は、受取ロイヤルティに対する源泉課税についても留意しなければならない。また、国によって源泉課税の執行が異なることがあるほか、支払の性格（ロイヤルティに該当するか否か）等が問題になることがある。

4. 国際租税戦略の構築

国際租税戦略は、税務コストの低減だけでなく、課税リスクの低減を目的とする。前者は日本企業の本社と現地法人を含めた企業グループ全体の租税負担額を、後者は本社及び現地法人が双方の国の税務当局から予期せぬ追徴課税を受けるといった課税リスクを、それぞれ最小化することである。いずれも単一の方策で対処できるものではなく、企業の実態に即した方策を複合的に組合せることによって国際租税戦略を構築することが求められている。

（１）税務コストの低減

① 租税負担額に係るコスト意識

従来、日本企業は事業活動で利益を出すことを重視し、租税はコントロールの枠外にあると考えてきた。そこでは、税引前利益を最大化することがポイントであり、税引後利益を最大化しようとする発想は少なかったと言えよう。しかし、海外進出が活発化し、海外のライバル企業との熾烈な競争を余儀なくされていることから、税務コストをコントロールし、可能な限り、それも合法的に軽減させる戦略を構築することが必要不可欠となってきた。

売上増加は望めず、コスト削減も限界に達しているといった最近の厳しい状況下では、グループ全体の租税負担額を軽減することができれば、売上増あるいはコスト削減による利益の増加に匹敵することを認識すべきである。

② 租税負担額の最小化

グループ全体の租税負担額を軽減させるためには、国際的な視点に立った租税戦略が必要となる。最初に、長期的な利益追求を目指すのか、短期的な利益追求を目指すのか、親会社と現地法人の利益配分をどうするのか、その結果どこの国に租税を納付するのかといった基本ポリシーを策定する必要がある。次に、具体的にいかなる方法により租税負担額の最小化を図るかを検討することとなる。

租税負担額の最小化を図る方策は複数あるが、最も基本的なものは法人税の低税率国の利用であろう。一例として、法人税率差が租税負担額に及ぼす影響を検証する。

日本における法人所得課税の実効税率は40.69%となっており、主要国の中では、米国(40.75%)⁶⁾について二番目に高い。課税所得の計算が国によって異なることから、一概に法人税率差だけで比較するのは適切ではないが、それでもフランス(33.33%)、ドイツ(29.41%)、イギリス(28.00%)等の欧州諸国や近隣の中国(25.00%)、韓国(24.20%)と比較しても高いと言える。したがって、グローバルな所得がある場合、それをどの国の所得とするかによってグループ全体の租税負担額は大きく異なってくることとなり、国による法人税率差を考慮することは有益である。ただし、後述のように所得移転に対しては移転価格課税が行われることに留意する必要がある。

売上高が共に100、税引前利益が共に売上の10%である場合、法人税率30%のX国と15%のY国における税引後利益は以下の通りである。

図表2 税率差の効果比較

	X国	Y国	X国
売上高	100	100	121
税引前利益	10	10	12.1
法人税率	30%	15%	30%
法人税額	3	1.5	3.6
税引後利益	7	8.5	8.5

X国とY国における税引後利益はそれぞれ7と8.5となる。ちなみにX国で税引後利益8.5を確保するためには、121の売上高すなわち21の売上増を達成する必要がある。

③ 進出先国の決定

海外進出の際に重要なことは、進出先国(又は地域)及び進出形態の決定である。日本企業の海外進出先として検討される国(又は地域)として、アジアでは、中国、韓国、台湾、ベトナム、タイ、インドネシア、マレーシア等が挙げられる。進出先国の決定に当たっては、廉価な人件費や土地取得費等が大きな要因となっていることは否定できないであろう。その意味ではかつては中国、最近ではベトナム、バングラデシュ等が注目されている。

しかしながら、進出先国において、いかなる国際課税リスクを有しているか、十分な検討を行っている企業は少ない。日本と異なる税制を有する国、日本と異なる税務執行を行っている国は多数ある。外資系企業に対して厳格な課税を行う、あるいは課税に係る反論を一切受け付けないといった国もあり、予期せぬ納付税額の発生が経営にダメージを与える可能性もある。残念ながら、従来国際課税リスクは進出先国の主要な決定要因とはなっていないようであるが、進出先国の決定に当り、当該国の税制、税務行政について十分検討すべきである。

更に、発展途上国においては、出資規制、送金規制等を設けている国もあるので留意する必要

6) 財務省「2010年1月現在 法人所得課税の実効税率の国際比較」同省HP。

がある。

ある国にひとたび進出すると撤退することは容易でない。撤退の余地はないが、その後新規に工場を設立する計画がある場合、他国に設立することを検討すべきである。これは、課税リスクだけではなく、知的財産を含めた種々のリスク分散に繋がる。

④ 進出形態の決定

現地法人又は支店といった進出形態により、法人課税が異なる。現地法人の場合は、進出先国では内国法人として課税されるが、支店の場合は進出先国では外国法人として課税される。一般に、前者では全世界所得に対して、⁷⁾後者では国内源泉所得に対して課税されるように、課税範囲が異なることを認識する必要がある。

進出形態の違いが法人税額に及ぼす影響について以下、具体例に基づき検証してみたい。日本企業がX国に現地法人を設立した場合と支店を設立した場合の租税負担の比較は次のとおりである。なお、法人税率は、日本30%、X国20%とする。実際には、税務調整を必要とするが、簡易なモデルを使用する。

現地法人及び支店が有所得の場合は以下の通りとなる。

図表3 現地法人と支店の場合の租税負担比較（有所得の場合）

設立形態 国及び組織	現地法人		支店	
	<日本> 本社	<X国> 現地法人	<日本> 本店	<X国> 支店
①国内所得	1,000	100	1,000	100
②国外所得	0	0	100	0
③課税所得（①+②）	1,000	100	1,100	100
④法人税率	30%	20%	30%	20%
⑤法人税（③×④） （外国税額控除）	300	20	330 △20	20
⑥法人税合計		320		330

本社と現地法人は別法人であるから、それぞれの国において個別に課税され、法人税額の合計は320となる。一方、支店の場合は支店の所得についてX国で課税されるほか、支店の所得は本店の所得に合算され、日本での法人税額が増加する。支店の所得については、本店所在地国と支店所在地国の双方で課税されることから二重課税が生じるが、この二重課税については外国税額控除制度を適用することによって、本店で20の法人税額が控除されることとなり、法人税合計額は330となる。実際には、配当の有無等によって最終的な租税負担額は異なるが、この場合、現地法人を選択した方が有利と言える。

7) なお、現地法人を選択した場合には、親会社と現地法人との間の取引については双方の国で移転価格課税が行われる可能性があることにも留意する必要がある。

次に、現地法人及び支店が欠損（△100）の場合は以下の通りとなる。

図表4 現地法人と支店の場の租税負担額の比較（欠損の場合）

設立形態 国及び組織	現地法人		支店	
	<日本> 本社	<X国> 現地法人	<日本> 本店	<X国> 支店
①国内所得	1,000	△100	1,000	△100
②国外所得	0	0	△100	0
③課税所得（①+②）	1,000	0	900	0
④法人税率	30%	20%	30%	20%
⑤法人税（③×④）	300	0	270	0
⑥法人税合計		300		270

支店の所得（欠損）が本店の所得に合算されることで、本店の課税所得並びに法人税額が減少する。

海外支店で生じた欠損が本店の所得から控除されることに着目すれば、進出当初欠損が見込まれる場合は、現地法人よりも支店形態で進出する方が有利であると言える。その後、利益が出るようになった段階で、支店から現地法人への組織変更を行うことも検討に値する。

⑤ 現地法人の設立目的と優遇税制の活用

海外に現地法人を設立する場合、現地法人の目的によって進出先国を決定することも重要である。近年、地域の統括会社または中間持株会社を設立するケースが増えており、欧州であればオランダ、英国、アジアであればシンガポール、香港が注目されている。これらの国（または地域）は単に法人税率だけが進出要因とされているのではなく、優遇税制、租税条約上のベネフィット等複合的な要因がある。逆に、製造子会社であれば、シンガポール、香港等は工場の立地には不向きである。

発展途上国を始め多くの国では、海外からの投資を促進するために、法人税率、付加価値税率の軽減等数々の投資優遇税制（Tax Incentive）を導入している。工場誘致、金融センター誘致等当該国のポリシーによって内容が異なっており、企業の業種等を勘案して現地優遇税制の活用を図るべきである。

⑥ 租税条約の規定の活用

国内税法において利子・配当・ロイヤルティといった所得について源泉所得税を課す規定を有している⁸⁾、租税条約において税率を軽減又は免除している場合があり、それらの規定の活用を図るべきである。

また、発展途上国との間で締結された租税条約において、みなし外国税額控除（Tax Sparing Credit）を導入している場合がある。本来納付していないにもかかわらず、あたかも納付したかのように

8) 2010年10月現在、わが国は48の租税条約を締結し、59か国に適用されている。

なお、香港、マカオについては中国に返還されているが、当該地域は日中租税条約対象外となっているので注意を要する。また、台湾も租税条約の適用外である。

取扱われることから、租税負担が軽減される。当該制度については、廃止すべきとの意見も多いが、合法である以上、活用を図るべきである。

(2) 課税リスクの低減

課税リスクにはいくつかあるが、主なものとして移転価格課税リスクを取上げ、その認識と対処⁹⁾について検討する。

移転価格課税リスクへの対処を考慮するに際し、グループ全体の利益状況、国外関連者間取引の内容及び量、現在及び将来の事業計画等に基づきリスクを把握し、移転価格ポリシーを策定することとなる。そして、税務当局に受入れられる移転価格算定方法の決定が必要となる。それでも、実際には当該方法が受入れられず、課税に至るケースが多い。移転価格課税が行われた場合、二重課税を排除するために、租税条約の規定に基づき、関係当事国間で相互協議が実施される。相互協議において合意がなされれば、二重課税が排除されることとなるが、多大な時間とコストが必要となる。したがって、事前に移転価格課税リスクを低減することを図ることが必要である。

移転価格課税リスクを認識している企業の多くは何らかの対策を講じていると思われる。認識しているにもかかわらず、対策を講じていない企業があるとすれば、その理由として、①「対象取引がない」、②「取引金額が僅少であるから」、③「どのような対策を講じれば良いのかわからないから」、④「コストや時間がかかるから」等が挙げられよう。

このうち問題なのは、③のケースである。どのような対策を講じれば良いのかわからない企業については、早急に対策を検討する必要がある。更に問題なのは、課税リスクが存在しているにもかかわらず、それを認識していない企業である。そのような企業はリスク管理を根本から検討し直す必要があるのではないと思われる。

慶應義塾大学大学院経済学研究科・商学研究科－京都大学経済研究所連携グローバル COE プログラムにおいて実施した2008年度企業パネル調査「管理会計編」において、移転価格課税リスクの認識状況について質問したところ、調査対象100社のうち、「認識している」と回答した企業は65社、「認識していない」と回答した企業は33社であった。¹¹⁾このうち65社に対して、それでは何らかの対策を講じているか質問したところ、「している」と回答した企業は52社(80.0%)、「していない」と回答した企業は10社(15.4%)、無回答3社という結果が出た。この10社について、100社の10%に過ぎないと考えもあるが、看過できないと思われる。

移転価格課税を事前に回避するための有効な手段として、事前確認制度(Advanced Pricing Arrangement: APA)がある。これは、企業が税務当局に対して事前に取引価格が独立企業間価格

9) これについては、高久隆太「移転価格課税リスクと企業グループ経営」『企業会計』Vol. 62, No. 5参照。

10) 実施要件は、①国外関連者の所在地国との間に租税条約が締結されていること、②租税条約の規定に適合しない課税が行われたこと、である。「租税条約の規定に適合しない課税」とは、租税条約の条文に直接反する課税、及び、移転価格課税、外国法人(PE)課税、源泉課税等により二重課税が発生したことを指す。

11) 認識していないと回答した企業の中には、海外進出していない企業も含まれていると思われる。スペースの関係で、海外進出の有無については質問していない。

であることの確認を求め、税務当局がそれを認めた場合は、移転価格調査を行わないという制度である。これにより将来の移転価格課税を回避することが可能となる。関係当事国数によって、ユニ・ラテラル APA（一国内の APA）、バイラテラル・APA（二国間 APA）、マルティ・ラテラル APA（多国間 APA）の三タイプがあるが、このうち二国間 APA は、相互協議の合意を要する¹²⁾ので、ある程度の時間を要するが、両国当局の確認を得ることから一国内の APA に比較して極めて有効である。移転価格課税リスクを回避するための対策としては、この二国間 APA の活用が有効である。特に知的財産取引については、移転価格算定方法等を巡って税務当局と企業との間で見解が対立する可能性が強く、多額の移転価格課税に結び付きやすいことから、事前確認を検討すべきである。

しかし、国外関連取引量が僅少といったケースでは、時間やコストの面から必ずしも事前確認を推奨するものではない。コストパフォーマンスを十分勘案して判断する必要がある。なお、事前確認を申請しない企業は、移転価格課税リスクを低減するために、移転価格情報のドキュメンテーション（文書化）を図るべきである。

（3） その他

国際租税戦略の一貫として、以下のような項目にも配慮すべきである。

① 税制・税務行政の状況把握

常時進出先国の税制及び執行を確認する必要がある。優遇税制の存在を要因として進出したものの、後日優遇税制が撤廃されるケースも多い。特に、中国では頻繁に税制改正が行われることから、最新の情報を入手する必要がある。また、中国では地域によって執行に差があることも留意すべきである。

優遇税制の撤廃や税制改正があった場合には、それによる租税負担額への影響を計算し、必要に応じて当初の戦略を見直すことも重要である。

② 現地法人からの配当

現地法人からの配当金については、従来親会社において益金算入とされていたため、現地法人が配当をせず利益を現地に留保するケースもあったが、2009年度税制改正によって、益金不算入とされた。この結果、配当金を原資に、設備投資、研究開発、人材育成等に投入できることとなり、今後、現地法人の利益のうちどの程度を配当として、親会社に還流するかが重要な戦略となってくる。

なお、現地法人からの配当金の益金不算入によって、配当に対して現地で課された源泉所得税については、親会社の損金にも算入されず、また外国税額控除の対象にもならないこととなる。そうすると、配当に対して現地で課される源泉所得税が低い国が望ましく、地域の持株会社といった現地法人の設立国の決定にも影響する。

12) 相互協議件数のうち約7割が二国間 APA に係るものとなっている。

5. おわりに

日本企業は、製造機能の海外移転等¹³⁾様々な企業活動が日本及び進出先の双方の国において課税問題を引起こすことを十分に認識し、企業活動の実態に即して的確かつ詳細な国際租税戦略を構築すべきである。そして、親会社と現地法人を含めたグループ全体で税務コスト及び課税リスクを最小とすべくグローバル・マネジメントを行うべきである。本稿で触れた項目は一例に過ぎず、これらのほかに様々な角度から検討を行い、企業に最適な国際租税戦略を構築することが重要である。

なお、国際課税リスクがあるから海外進出を躊躇するというネガティブな発想ではなく、リスクを乗り越えるポジティブな発想が求められる。

13) 本稿では割愛したが、現地法人が含まれる組織再編も予期せぬ課税を受けるリスクがある。